

本年度の財務関係, 常議員会, 研修所等

副会長 川久保 新一

本年度副会長として、財務関係、常議員会、監事会、研修所等を担当し、これらの部門の活動状況を報告する。

1. 財務関係 - 会費を値上げせずに、財務体質の強化 -

日本弁理士会の平成 13 年度における財政規模は、その収入が約 11 億円、支出が約 12 億円であり、赤字予算である。この赤字予算とした主な理由は、第 2 次弁理士法改正の対策、新たに実施することになった義務研修の実施等による。また、本年度夏以降に行った義務研修の大幅な前倒しを主な理由として約 1,300 万円の補正予算を先の臨時総会で承認して頂いた。

昨年度を除いて、ここ何年か毎年 1 億円程度の赤字予算が続き（昨年度末の繰越残高が約 4.6 億円）、この赤字予算傾向を少しでも改善するために、年度当初、「会費を値上げせずに、将来に亘る財務体質の強化」を目標に掲げ、その具体策を 1 つ 1 つ実行に移してきた。たとえば、パテント誌の広告料を世間並みにはゆかないが、倍額に値上げし、実費勘案して新人研修受講料を 4 万円から 8 万円に改定し、有料出版の検討を開始し（来年度は広報センターが担当）、有料研修の増加、強化の検討を開始している。

また、支出についても効率的にすべきであるとの観点から、紙媒体 電子データへの移行（電子フォーラムの活用）を本格的に推進した。つまり、JPAA ジャーナルに掲載していた情報を電子フォーラムに掲載し、これによって、JPAA ジャーナルの掲載頁が大幅に減少し、これに伴って、印刷費、発送費を削減することができた。また、委員会等でのテレビ会議システムのさらなる利用拡大をお願いし、地区会員が東京等を往復する場合の時間と交通費とを削減することができた。

今後、会員の増加とともに、収入が増加するが、日本弁理士会の活動内容の充実とその範囲拡大に伴って、支出も相当増加することが予想される。会としての会員へのサービスの質を維持することは勿論のこと、「会費を値上げせずに、財務体質の強化」は、これからも是非とも必要なことであると思う。

2. 常議員会 - シンクタンクとしての積極的な活動に期待 -

常議員会は、新弁理士法の施行とともに、その性格が一新され、監査機能がなくなり、審議機関としての役割に専念することができる。

また、常議員は 2 年任期であり、1 年任期である委員会よりもじっくりと審議することができ、選挙で選ばれたので、幅広い人脈等、情報が豊富であり、さらに、役員であり、その決議には重みがある。したがって、常議員会は、正副会長会から見れば、力強い頭脳集団であり、会全体から見ても、極めて優れたシンクタンクである。

本年度は、「新制度下における常議員会のあり方」について審議委嘱し、高橋三雄議長を始めとする常議員各位に充分審議して頂き、「常議員会は、正副会長会による適切な会務の執行に資するため、日本弁理士会の会務全般について審議を行い、中長期的な視点から正副会長会に対し建設的政策提言を行う機関である」との結論を出して頂いた。今後、この結論に沿って、その持てる力を遺憾なく発揮してもらいたい。

また、「日本弁理士会が行うべき社会的貢献のあり方」、「日本弁理士会が社会に積極的に

行うべき広報活動のあり方」についても、現在、常議員会に審議委嘱しており、大所高所からのご意見を頂けるものと期待している。

3. 監事会 - 日本弁理士会の透明性を担保 -

監事会は、新弁理士法の施行とともに、昨年1月から活動しているものであり、会務監査と会計監査とを行い、ともに、会の透明性を担保するために重要な位置付けである。この監事会には、外部監事が選任され、この意味でも透明性が強化されている。樺澤襄幹事長をはじめ会員も含めた監事が、月1回監事会を開催し、また、監査法人から意見を聞き、現在のところ、特に問題となる指摘は頂いていない。

本年度は、従来の弁理士法から新弁理士法への移行時期であり、常議員として選挙で当選された会員のうちで数名が監事として選任されたが、次年度は、監事として選挙された会員が監事となる。

4. 研修所 - 益々重要性が高まる研修、3本柱から7本柱へ -

研修所の活動は、昨年度までは、新人研修、会員研修、会員継続研修の3本柱であったが、本年度は、義務研修が加わり、4本柱になり、来年度は、全会員が受講する必要がある倫理研修が始まり、5本柱になり、また、大学委託の民法、民訴基礎研修が開始され、6本柱になる。さらに、平成15年度には、民訴の実務を主体とし、知財の侵害訴訟代理権取得の条件の1つである能力担保研修が開始され、7本柱になる。弁理士のために先端技術を大学で講義して頂くということが検討され、これも入れると、8本柱になる。実に3年間に、研修所が扱う内容が倍以上になり、しかも、そのほとんどが、会員の多数を対象とし、長期間に渡るものが多いという点で、規模的にも、少し前の状態を凌駕する様相を呈している。これらの各テーマについて、山川政樹研修所所長を中心に、正副所長会議、各部会を通じて、十分に検討、実行が行われている。

倫理研修は、全弁理士に義務として課される研修であり、実質的にはこの2年間のうちに、1回目の倫理研修を必ず受講しなければならない。その後、5年毎に繰り返して受講する必要がある。なお、今年の新人研修で弁理士倫理を受講した弁理士は、最初の倫理研修を受講したものとみなされる。一般会員向け第1回倫理研修の開催は、5月22日（水）に予定されている。

義務研修は、昨年12月5日現在、受講義務者の91.4%が2日間の受講を修了した。弁理士はこの2月1日に施行された弁理士法第4条3項に規定する著作権法、不競法に関する契約代理等を、業務として行うことができるようになった。

大学委託の民法、民訴基礎研修は、約1年後に予定されている能力担保研修についていけるだけの知識を習得することを目的に、いくつかの大学にヒヤリングを行い、早ければこの6、7月頃から開始される見込みである。民法、民訴の基礎研修は原則として自己研鑽であり、どのような研鑽方法をとってもよいが、受講者の便宜という点から、研修所が受け皿を用意するものである。

能力担保研修に関しては、最低45時間の民訴の実務を学ぶことになっており、具体的な研修計画は、これから始まる。つまり、時間割等、カリキュラムの編成、講師確保、会場確保、地区対策等々、課題が山積している。大学委託基礎研修とともに、能力担保研修に関する会員の関心が極めて高く、実際の研修開始に際して、柔軟な対応が是非とも必要であると感じている。

研修所自体の問題としても、合格者の増加に伴う新人研修施設を含めた研修施設を買うか借りるかという問題がある。今後新規合格者が毎年400人以上になった場合、東京会場では、弁理士会館だけで収容することが困難になり、これに備えて、現在さまざまな角度から検討を進めている。施設を買うにしても、中古で、安くても10億円は必要であり、一方、借りる場合には、弁理士会館の近くでは年間1億円近くの賃料を必要とし、いずれにしても高額の出費になる。また、IT研修を実行すれば、一堂に会する施設は必要ないとの考え方もあり、将来を見据えたさらなる検討が必要である。

また、研修所の特別会計から独立会計化への検討、その先の組織に関する検討等々、重要な課題が山積している。いずれにしても、研修は何のために行うのか、どの程度まで行う必要があるのか、という基本に立ち返って、十分に議論する必要がある。